

随意契約及び比較見積を徴収しない理由書

工事名：一級河川 神崎川外 神崎大橋左岸防潮鉄扉外補修工事（R2）

西大阪治水事務所の所管する神崎川筋に設置された防潮鉄扉は、台風等の高潮時に、堤内地へ浸水を防止するために、重要な役目を果たす施設であり、非常時に安全で確実な運転を行うためには、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

防潮鉄扉の設計・製作においては、製作会社独自の技術や設計で製作されており、本工事を施工するに当たっては、当該設備の設計・製作においてその機能・構造に精通していることが必要なうえ、当該設備の詳細な専門知識と設計資料等の技術情報を有していることが求められる。

以上のことから、本工事の主たる部分である神崎大橋左岸防潮鉄扉の設計、製作、据付を実施したサノヤスホールディングス株式会社（旧社名 佐野安船渠株式会社）の補修工事等メンテナンス部門を行うサノヤス・エンジニアリング株式会社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略し、同社のみより見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結したい。